

医療費控除を受ける際は

「医療費控除の明細書」の添付が必要！

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の添付または提示が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧くださいか、最寄りの税務署へご相談ください。

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要！

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の確定申告書等からマイナンバーの記載が必要となりました。

なお、マイナンバーを記載した確定申告書等を税務署へ提出する際には、申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

例1：マイナンバーカードの表面および裏面の写し

例2：通知カードの写し＋運転免許証または公的医療保険の被保険者証の写しなど

償却資産（固定資産税）は毎年申告しましょう！

償却資産は、個人や法人などの事業主に課税される固定資産税です。課税の対象となるのは、事業（農業や営業など）のために用いる機械や器具、備品など（事業用資産）です。

平成30年度分の申告書は12月上旬に送付しています。申告が必要な事業主で、役場から申告書が届かなかった場合は、税務課課税係までご連絡ください。

問1 償却資産の申告はどのように行いますか？

答1 毎年1月1日現在で所有している事業用資産を所在する自治体に申告します。

問2 自宅の屋根に太陽光発電設備を取りつけているのですが、償却資産になりますか？

答2 自宅の屋根に取りつけている太陽光発電設備であっても、10kW以上で発電した電気の全量を売電している場合には償却資産として固定資産税の対象となります。必ず申告をしましょう。

問3 税務署で申告しているのですが、町に申告する必要があるのですか？

答3 税務署への申告は、所得税や法人税（国税）を計算するためのものです。償却資産は固定資産税（町税）を計算するために必要なものです。町への償却資産の申告をお願いします。

問4 申告しなかった場合はどうなりますか？また、申告漏れなどの場合はどうなりますか？

答4 正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法の規定に基づき、過料が科せられることがあります。また、税務署の調査や町の実地調査を行い、課税を行います。申告や調査などにより申告漏れがわかった場合、申告した年度だけでなく、5年を限度として遡って課税することになります。

▼対象資産例

業 種	細 目（主なもの）
1. 共 通	看板等（広告塔）、アスファルト舗装、パソコン、コピー機、金庫、エアコン、テレビ、LAN設備、内装造作など
2. アパート経営	駐車場舗装、外構工事、駐輪場、外灯、看板、植栽工事など
3. 飲 料 店	テーブル、椅子、レジスター、冷蔵庫、厨房用品など
4. 小 売 店	陳列ケース、自動販売機、レジスター、冷蔵庫など
5. 医 院	レントゲン機器、消毒殺菌用機器、歯科診察ユニット、カメラ、手術機器、その他医療機器など
6. 農 業	管理機、ビニールハウス、播種機、草刈機、選別機、保冷器など

税務署が開設する平成29年分申告相談会場等のご案内

📍 熊本東税務署 ☎ 3 6 9 - 5 5 6 6

自動音声案内で「確定申告」に関するご相談は、「0」番を選択してください

【税務署による申告相談会場】

■開設場所 火の国ハイツ（熊本市東区石原2丁目2-28）
（下の地図参照）

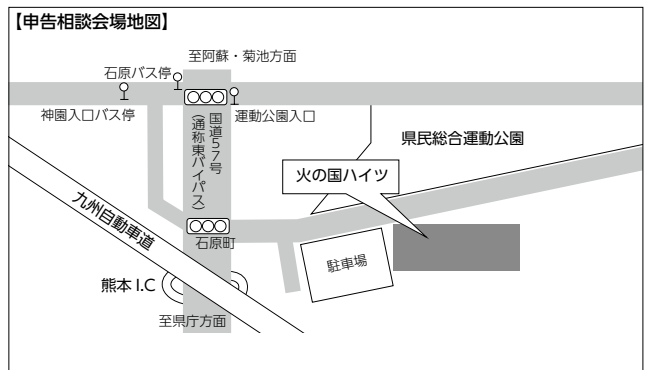
■開設期間 平成30年2月1日（火）～3月15日（木）まで
（※土、日、祝日を除く。ただし、2月18日（水）、25日（火）に限り開設します）

■受付時間 9時～16時まで

【税理士会による確定申告無料相談会場】

■開設場所 火の国ハイツ（熊本市東区石原2丁目2-28）
（下の地図参照）

■開設期間 平成30年2月13日（火）～2月15日（木）まで
■受付時間 9時～11時まで
13時～15時まで



※駐車場には限りがあり、混雑が予想されます。なるべく公共交通機関をご利用ください。

※申告会場は大変混雑しますので、申告書は国税庁ホームページで作成し、e-Taxによる提出（送信）が便利です。また、書面で出力し、郵送等で提出することもできますので、ぜひご利用ください。

※「火の国ハイツ」において申告相談会場等を開設する期間は、熊本東税務署で確定申告相談を行っておりませんのでご注意ください。



熊本地震により被害を受けた人の申告書作成について

税務署による申告相談会の開設期間のうち、平成30年2月1日（火）から平成30年2月15日（木）までの期間は、熊本地震により被害を受けた人で「雑損控除」や「災害減免法」により、所得税等の軽減または免除を受けられる人の申告書事前作成会を行っています。申告書事前作成会に必要な書類については最寄りの税務署（東税務署）へお問い合わせください。

（※自宅でも国税庁ホームページを利用して申告書を作成し、e-Taxによる送信または印刷して郵送等により提出することができますので、ぜひご利用ください）

【必要書類】

地震等により被害を受けた人で平成29年分の確定申告で雑損控除を受ける場合の申告相談にあたっては、次の書類が必要になりますので、準備ください。

申告書事前作成会に必要な書類	
①	源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 事業所得や不動産所得などがある人は、青色申告決算書または収支内訳書を作成してお待ちください。
②	本人確認書類 例1)マイナンバー 例2)通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険証など
③	平成28年分所得税等の確定申告書の控え
④	被災した住宅・家財等の損失額の計算書等の控え（雑損控除計算書“H28年分”）
※新規または追加で雑損控除を受ける人は⑤～⑩の書類も必要になります。	
⑤	被害を受けた住宅・家財・車両の取得時期、取得価格のわかるもの（建物の売買契約書、登記簿謄本）
⑥	被害を受けた資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などがわかるもの（領収書、請求書など）
⑦	被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合、その金額がわかるもの（領収書、請求書など）
⑧	家屋・土地の所有者がわかるもの（登記簿謄本）
⑨	り災証明書（コピーも可）
⑩	生計を一にする親族に所得金額が38万円超の人がいる場合には、その人の平成28年分の所得金額がわかる書類（申告書の控え、収支内訳書・青色申告決算書の控え、源泉徴収票など）